

四半期報告書

(第64期第1四半期)

株式会社 オンワードホールディングス

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【事業等のリスク】	4
3 【経営上の重要な契約等】	4
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
第3 【設備の状況】	9
第4 【提出会社の状況】	10
1 【株式等の状況】	10
2 【株価の推移】	18
3 【役員の状況】	18
第5 【経理の状況】	19
1 【四半期連結財務諸表】	20
2 【その他】	31
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	32

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年7月15日

【四半期会計期間】 第64期第1四半期(自平成22年3月1日至平成22年5月31日)

【会社名】 株式会社オンワードホールディングス

【英訳名】 ONWARD HOLDINGS CO., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 水野健太郎

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋三丁目10番5号

【電話番号】 03(3272)2317(ダイヤルイン)

【事務連絡者氏名】 常務取締役
財務経理部・内部監査部・総務部担当 吉沢正明

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋三丁目10番5号

【電話番号】 03(3272)2317(ダイヤルイン)

【事務連絡者氏名】 常務取締役
財務経理部・内部監査部・総務部担当 吉沢正明

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第63期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第64期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第63期
会計期間	自 平成21年3月1日 至 平成21年5月31日	自 平成22年3月1日 至 平成22年5月31日	自 平成21年3月1日 至 平成22年2月28日
売上高 (百万円)	65,665	64,424	248,634
経常利益 (百万円)	4,064	5,295	6,120
四半期(当期)純利益 (百万円)	2,487	2,592	2,187
純資産額 (百万円)	160,486	157,512	158,164
総資産額 (百万円)	294,930	285,923	292,568
1株当たり純資産額 (円)	1,014.01	994.85	998.98
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	15.88	16.55	13.97
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	15.83	16.46	13.91
自己資本比率 (%)	53.9	54.5	53.5
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△173	△2,119	14,057
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,283	△621	△25
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△2,731	△5,385	△4,889
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	22,652	24,279	32,678
従業員数 (名)	2,492	3,966	4,008

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれていません。
- 3 第63期期末より、海外の従業員を「従業員数」に含めて記載するように変更しました。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について重要な変更はありません。また、主要な関係会社に異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年5月31日現在

従業員数(名)	3,966 [12,046]
---------	-------------------

- (注) 1 従業員数は就業人員数を表示しています。
2 従業員数欄の[外書]は、当第1四半期連結会計期間の臨時従業員数の平均雇用人員です。

(2) 提出会社の状況

平成22年5月31日現在

従業員数(名)	34 [9]
---------	-----------

- (注) 1 従業員数は就業人員数を表示しています。
2 従業員数欄の[外書]は、当第1四半期会計期間の臨時従業員数の平均雇用人員です。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントで示すと、次のとおりです。

なお、その他の事業セグメントについては、生産実績を定義することが困難なため「生産実績」は記載していません。

事業の種類別セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同四半期比(%)
アパレル関連事業	13,878	94.8

- (注) 1 金額は、製造原価によっています。
2 上記の金額には、消費税等は含まれていません。

(2) 受注実績

当社グループは、ほとんどが受注生産ではなく見込生産を行っています。

また、受注生産につきましても、同一品目において受注生産と見込生産を行っており、区分して算出するのは困難なため、記載を省略しています。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりです。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同四半期比(%)	
アパレル関連事業	紳士服	14,263	91.3
	婦人服	35,816	102.3
	子供服	1,466	97.0
	その他	8,827	93.8
	計	60,374	98.1
その他の事業	4,050	98.9	
合計	64,424	98.1	

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しています。
2 上記の金額には、消費税等は含まれていません。

2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものです。

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結会計期間(平成22年3月1日～平成22年5月31日)におけるわが国経済は、新興国の経済成長に伴う輸出拡大と、政府の経済対策の効果などにより、企業収益は緩やかな回復基調となりました。しかしながら雇用・所得環境の先行き不安は解消されず、個人消費は引き続き低調に推移しました。

当アパレル業界におきましては、消費行動に一部明るさが見えてきたものの、節約意識は依然として高く、加えて3月から4月の低気温や雨天が続いた影響もあり、厳しい状況で推移しました。

このような経営環境のなか、当社グループは、新たな成長に向けて準備してきた様々な取り組みの成果が表れ始めたことから、収益拡大を目指した積極的な営業活動を進めました。そのなかで、中核会社である株式会社オンワード樫山の売上高が計画通り推移し、収益性の改善が進んだことが、当社グループの業績改善に大きく寄与しました。

以上の結果、連結売上高は644億24百万円(前年同四半期比1.9%減)、連結営業利益は44億98百万円(前年同四半期比44.7%増)、連結経常利益は52億95百万円(前年同四半期比30.3%増)、連結四半期純利益は25億92百万円(前年同四半期比4.2%増)となりました。

事業の種類別セグメントの状況は、次のとおりです。

① アパレル関連事業

株式会社オンワード樫山において、基幹ブランドの売上高が回復したことで、粗利益率が改善し、事業全般の経費の効率化が進み増益となりました。また、昨年12月に連結子会社となった株式会社アイランドは順調に業績を伸ばすとともに、海外子会社の事業も計画通りに推移し、事業全体でも増益となりました。

② その他の事業

サービス関連事業ならびにリゾート関連事業につきましては、収益改善が計画通り進み、増収増益となりました。

また、所在地別セグメントの状況は、次のとおりです。

① 日本

国内事業につきましては、株式会社オンワード樫山の業績が改善し、株式会社アイランドの業績も寄与したことから、増収増益となりました。

② 欧州

ラグジュアリーマーケットの本格的な回復は見込めないなか、売上高は減少したものの、概ね計画通りに推移しました。

③ その他

アジアは中国を中心とした経済成長を背景に、順調に収益拡大が進むとともに、米国における事業も改善し、増収増益となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べ66億45百万円減少し、2,859億23百万円となりました。これは主に負債の減少に伴う現金及び預金の減少等によるものです。負債は、前連結会計年度末に比べ59億93百万円減少し、1,284億11百万円となりました。これは主に仕入債務や借入金の減少等によるものです。純資産は6億51百万円減少し、1,575億12百万円となり、自己資本比率は、54.5%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、第1四半期の特徴として、前連結会計年度末に比べ売上債権が増加すること、および法人税等の支払時期であること等から21億19百万円の支出(前年同四半期は1億73百万円の支出)となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、売場設備への投資等により6億21百万円の支出(前年同四半期は22億83百万円の収入)となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、借入金の返済及び配当金の支払が主なもので53億85百万円の支出(前年同四半期は27億31百万円の支出)となりました。

これらの結果、当第1四半期末における現金および現金同等物は前連結会計年度末に比べて84億円減少し、242億79百万円となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。なお、当社は「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」を定めています。基本方針等の概要につきましては、次のとおりです。

(会社の支配に関する基本方針)

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様への決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付等の提案の中には、株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものや、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるもの、あるいはステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないものなどもあります。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

2. 基本方針実現のための取組みの具体的な内容

(1) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、「人々の生活に潤いと彩りを与えるおしゃれの世界」を事業領域に定め、「ファッション」を生活文化として提案することによって新しい価値やライフスタイルを創造し、人々の豊かな生活づくりへ貢献することを経営の基本方針に定めています。

中長期的な経営戦略は、グローバルな企業競争を勝ち抜くために、ブランドを基軸にその価値の極大化をはかる「ブランド軸経営」を基本戦略にし、「独自の企画力」、「クオリティとコストバランスのとれた生産」、「売れ筋の追加体制」、「機敏な物流体制」、「強力な販売力」、「魅力ある売場環境」、「話題性のある広告宣伝」そして「最新の情報システムの活用」の基本項目を強化・進化させ、顧客に対して高いブランド価値にもとづいた商品の提案を長年にわたり積み重ねてきたことが現在の企業価値の源泉になっており、企業文化の継続・発展が、当社グループの企業価値ならびに株主価値を最大化することにつながると考えています。

今後も、中長期的な目標を見据えた堅実な経営を基本としながら、経営資源配分の見直しや戦略的投資を行い、より競争力を高め企業の成長を加速していきます。

また、コンプライアンス体制の充実が社会全体からますます求められており、これを経営上の重要課題と位置付け、またコーポレートガバナンスの体制強化をはかることにより、顧客や株主の皆様はもとより社会全体から高い信頼を得るように努めていきます。

上記を着実に実行することで、当社の持つ経営資源を有効に活用するとともに、様々なステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させることが、当社および当社グループの企業価値・株主共同の利益の向上に資することができると考えています。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成20年4月11日開催の取締役会において当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下、「本プラン」といいます。）を導入することを決議し、平成20年5月29日開催の第61回定時株主総会において、株主の皆様の承認を受け、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を導入しました。本プランは、当社株式等の大規模買付行為を行い、または行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間、ならびに買付者等との交渉の機会を確保するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって買付者等に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない買付者等に対して、警告を行うものです。

本プランは、（i）当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付け、または（ii）当社が発行者である株式等について、公開買付けに係る株式等の株式等所有割合およびその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け（以下「買付等」といいます。）を対象とします。

当社の株式等について買付等が行われる場合、当該買付等に係る買付者等には、本プランを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面の当社取締役会に対して事前に提出していただき、手順に従い大規模買付等に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報の提供を求めています。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示します。

当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実については適切に開示し、買付者等より提出を受けた全ての情報を独立委員会に提供するとともに、株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、速やかに開示します。また、情報提供完了通知を行った後、その翌日を開始日として、提供を受けた情報を十分に評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期

間（以下「取締役会評価期間」といいます。）を設定し、開示します。また、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様を開示します。

独立委員会は、当社取締役会から受領した情報をもとに、必要に応じて外部専門家の助言を得ながら、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非または株主意思を確認すべき旨の勧告を行うものとします。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重するとともに、株主の意思を確認すべき旨を勧告された場合、株主意思の確認手続きとして、株主意思確認総会における株主投票、または書面投票のいずれかを選択して実施し、その決定に従って当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに、相当と認められる範囲内での対抗措置の発動または不発動の決議を行うものとします。

買付者等は、本プランに規定する手続きを遵守・承諾するものとし、取締役会において対抗措置の発動または不発動の決議がなされるまでは大規模買付等を開始することはできないものとします。

当社取締役会が上記決議にもとづき発動する対抗措置としては、原則として、新株予約権の無償割当を行うこととします。ただし、対抗措置の発動にあたっては、その必要性および相当性を勘案した上で本分野に係る判例や具体的な事例を考慮しつつ、会社法その他の法令および当社の定款上認められる他の対抗措置を用いることもあります。

本プランの有効期間は、平成23年5月開催予定の定時株主総会の終結の時までの3年間とします。ただし、本プランの有効期間満了前に、当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

3. 具体的取組みに対する取締役会の判断およびその判断に係る理由

本プランは、上記2.記載のとおり、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的を持って導入されたものであり、基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主意思を重視するものであること、その内容として合理的な客観的発動要件が設定されていること、独立性の高い社外者によって構成される独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができるとされていること、有効期間が3年間と定められた上、株主総会または取締役会により何時でも廃止できるとされていることなどにより、その公正性、客観性が担保されており、高度の合理性を有し、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(5) 研究開発活動

記載すべき重要な研究開発活動はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、恒常的な売場の新設・除却を除き、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	400,000,000
計	400,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年5月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年7月15日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	172,921,669	172,921,669	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部)	権利内容に何ら限定のない当 社における標準となる株式で す。なお、単元株式数は、 1,000株です。
計	172,921,669	172,921,669	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は会社法に基づき新株予約権を発行しています。

①平成18年第1回新株予約権(平成18年5月25日開催の定時株主総会及び取締役会の決議に基づく)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年5月31日)	
新株予約権の数	405個	
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数	40,500株	
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり	1円
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日～平成48年6月30日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 資本組入額	1,541円 771円
新株予約権の行使の条件	<p>① 当社の取締役及び監査役の地位を喪失した日の翌日から1年経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>② 前項にかかわらず、新株予約権者は、以下の(ア)または(イ)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>(ア)新株予約権者が、平成47年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 平成47年7月1日から平成48年6月29日(ただし、当該日が営業日でない場合には、その前営業日)までとする。</p> <p>(イ)当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転承認の議案につき当社株主総会で承認された場合 当該承認日の翌日から15日間(ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合にはその前営業日)とする。</p> <p>③ 新株予約権の全部または一部を行使することはできるが、各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>④ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権(ストック・オプション)割当契約書」に定めるところとする。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する	
代用払込みに関する事項	—	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	

②平成19年第2回新株予約権(平成19年5月24日開催の定時株主総会及び取締役会の決議に基づく)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数	385個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	38,500株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	平成19年7月21日～平成49年7月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,284円 資本組入額 642円
新株予約権の行使の条件	<p>① 当社の取締役及び監査役の地位を喪失した日の翌日から1年経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>② 前項にかかわらず、新株予約権者は、以下の(ア)または(イ)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>(ア)新株予約権者が、平成48年7月20日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 平成48年7月21日から平成49年7月20日(ただし、当該日が営業日でない場合には、その前営業日)までとする。</p> <p>(イ)当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転承認の議案につき当社株主総会で承認された場合 当該承認日の翌日から15日間(ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合にはその前営業日)とする。</p> <p>③ 新株予約権の全部または一部を行使することはできるが、各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>④ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権(ストック・オプション)割当契約書」に定めるところとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

③平成20年第3回新株予約権(平成20年5月29日開催の定時株主総会及び取締役会の決議に基づく)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数	688個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	68,800株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	平成20年6月21日～平成50年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 944円 資本組入額 472円
新株予約権の行使の条件	<p>① 当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から1年経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>② 前項にかかわらず、新株予約権者は、以下の(ア)または(イ)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>(ア)新株予約権者が、平成49年6月20日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 平成49年6月21日から平成50年6月20日(ただし、当該日が営業日でない場合には、その前営業日)までとする。</p> <p>(イ)当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転承認の議案につき当社株主総会で承認された場合 当該承認日の翌日から15日間(ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合にはその前営業日)とする。</p> <p>③ 新株予約権の全部または一部を行使することはできるが、各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>④ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権(ストック・オプション)割当契約書」に定めるところとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

④平成20年第4回新株予約権(平成20年5月29日開催の取締役会の決議に基づく)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数	737個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	73,700株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	平成20年6月21日～平成50年2月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 905円 資本組入額 453円
新株予約権の行使の条件	<p>① 当社子会社の取締役、執行役員の地位を喪失した日の翌日から1年経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>② 前項にかかわらず、新株予約権者は、以下の(ア)または(イ)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>(ア)新株予約権者が、平成49年2月28日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 平成49年3月1日から平成50年2月28日(ただし、当該日が営業日でない場合には、その前営業日)までとする。</p> <p>(イ)当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転承認の議案につき当社株主総会で承認された場合 当該承認日の翌日から15日間(ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合にはその前営業日)とする。</p> <p>③ 新株予約権の全部または一部を行使することはできるが、各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>④ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権(ストック・オプション)割当契約書」に定めるところとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

⑤平成21年第5回新株予約権(平成21年2月19日開催の取締役会の決議に基づく)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数	2,599個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	259,900株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	平成21年3月19日～平成51年2月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 362円 資本組入額 181円
新株予約権の行使の条件	<p>① 当社子会社の取締役、執行役員の地位を喪失した日の翌日から1年経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>② 前項にかかわらず、新株予約権者は、以下の(ア)または(イ)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>(ア)新株予約権者が、平成50年2月28日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 平成50年3月1日から平成51年2月28日(ただし、当該日が営業日でない場合には、その前営業日)までとする。</p> <p>(イ)当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転承認の議案につき当社株主総会で承認された場合 当該承認日の翌日から15日間(ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合にはその前営業日)とする。</p> <p>③ 新株予約権の全部または一部を行使することはできるが、各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>④ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権(ストック・オプション)割当契約書」に定めるところとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

⑥平成21年第6回新株予約権(平成21年5月28日開催の定時株主総会及び取締役会の決議に基づく)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数	1,550個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	155,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	平成21年6月20日～平成51年6月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 432円 資本組入額 216円
新株予約権の行使の条件	<p>① 当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から1年経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>② 前項にかかわらず、新株予約権者は、以下の(ア)または(イ)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>(ア)新株予約権者が、平成50年6月19日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 平成50年6月20日から平成51年6月19日(ただし、当該日が営業日でない場合には、その前営業日)までとする。</p> <p>(イ)当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転承認の議案につき当社株主総会で承認された場合 当該承認日の翌日から15日間(ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合にはその前営業日)とする。</p> <p>③ 新株予約権の全部または一部を行使することはできるが、各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>④ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権(ストック・オプション)割当契約書」に定めるところとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

⑦平成22年第7回新株予約権(平成22年2月18日開催の取締役会の決議に基づく)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年5月31日)	
新株予約権の数	1,917個	
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数	191,700株	
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり	1円
新株予約権の行使期間	平成22年3月20日～平成52年2月29日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 資本組入額	475円 238円
新株予約権の行使の条件	<p>① 当社子会社の取締役、執行役員の地位を喪失した日の翌日から1年経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>② 前項にかかわらず、新株予約権者は、以下の(ア)または(イ)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>(ア)新株予約権者が、平成51年2月28日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 平成51年3月1日から平成52年2月29日(ただし、当該日が営業日でない場合には、その前営業日)までとする。</p> <p>(イ)当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転承認の議案につき当社株主総会で承認された場合 当該承認日の翌日から15日間(ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合にはその前営業日)とする。</p> <p>③ 新株予約権の全部または一部を行使することはできるが、各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>④ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権(ストック・オプション)割当契約書」に定めるところとする。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する	
代用払込みに関する事項	—	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

適用はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年3月1日～ 平成22年5月31日	—	172,921,669	—	30,079	—	51,550

(6) 【大株主の状況】

平成22年5月31日現在の株式名簿により、平成22年2月28日時点に大株主であった日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)は上位10名の大株主でなくなり、以下の日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)が上位10名の大株主となったことが判明しました。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8-11	3,163	1.82

(注) 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成22年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 16,243,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 155,966,000	155,966	—
単元未満株式	普通株式 712,669	—	一単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	172,921,669	—	—
総株主の議決権	—	155,966	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式18株が含まれています。

② 【自己株式等】

平成22年5月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社オンワードホールディングス	東京都中央区日本橋 三丁目10番5号	16,243,000	—	16,243,000	9.39
計	—	16,243,000	—	16,243,000	9.39

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 3月	4月	5月
最高(円)	761	803	767
最低(円)	601	716	626

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第1部におけるものです。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しています。

なお、前第1四半期連結累計期間（平成21年3月1日から平成21年5月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成22年3月1日より平成22年5月31日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年3月1日から平成22年5月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しています。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間（平成21年3月1日から平成21年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（平成22年3月1日から平成22年5月31日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年3月1日から5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けています。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年5月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	25,841	34,330
受取手形及び売掛金	28,482	※2 25,730
商品及び製品	27,302	27,179
仕掛品	665	1,165
原材料及び貯蔵品	2,473	2,549
その他	10,872	10,587
貸倒引当金	△895	△862
流動資産合計	94,743	100,680
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※1 27,818	※1 28,295
土地	53,320	53,331
その他（純額）	※1 8,341	※1 8,115
有形固定資産合計	89,480	89,741
無形固定資産		
のれん	46,467	47,417
その他	3,616	3,393
無形固定資産合計	50,083	50,811
投資その他の資産		
投資有価証券	31,647	31,193
その他	23,147	23,382
貸倒引当金	△3,179	△3,240
投資その他の資産合計	51,616	51,335
固定資産合計	191,180	191,888
資産合計	285,923	292,568

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年5月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年2月28日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	32,835	*2 35,961
短期借入金	31,511	35,698
未払法人税等	2,956	4,085
賞与引当金	2,196	1,568
役員賞与引当金	73	262
返品調整引当金	676	545
ポイント引当金	152	125
その他	13,170	12,681
流動負債合計	83,575	90,929
固定負債		
長期借入金	25,951	24,053
退職給付引当金	3,250	3,273
役員退職慰労引当金	117	122
その他	15,516	16,025
固定負債合計	44,836	43,475
負債合計	128,411	134,404
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,079	30,079
資本剰余金	50,043	50,043
利益剰余金	117,640	118,816
自己株式	△23,459	△23,489
株主資本合計	174,303	175,450
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△5,330	△5,559
繰延ヘッジ損益	△75	△42
土地再評価差額金	△10,992	△10,992
為替換算調整勘定	△2,032	△2,354
評価・換算差額等合計	△18,431	△18,949
新株予約権	426	412
少数株主持分	1,214	1,251
純資産合計	157,512	158,164
負債純資産合計	285,923	292,568

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年5月31日)
売上高	65,665	64,424
売上原価	34,699	32,913
売上総利益	30,966	31,511
販売費及び一般管理費	※1 27,855	※1 27,012
営業利益	3,110	4,498
営業外収益		
受取地代家賃	329	299
為替差益	605	—
その他	580	1,000
営業外収益合計	1,515	1,300
営業外費用		
支払利息	265	222
為替差損	—	132
その他	295	149
営業外費用合計	561	503
経常利益	4,064	5,295
特別利益		
投資有価証券売却益	571	—
ゴルフ会員権売却益	—	7
その他	13	1
特別利益合計	584	8
特別損失		
減損損失	32	122
その他	4	33
特別損失合計	36	156
税金等調整前四半期純利益	4,612	5,147
法人税等	※2 2,081	※2 2,544
少数株主利益	43	10
四半期純利益	2,487	2,592

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年5月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	4,612	5,147
減価償却費	1,496	1,457
減損損失	32	122
のれん償却額	748	910
貸倒引当金の増減額(△は減少)	20	11
退職給付引当金の増減額(△は減少)	184	130
受取利息及び受取配当金	△66	△51
支払利息	265	222
売上債権の増減額(△は増加)	△2,529	△3,066
たな卸資産の増減額(△は増加)	1,183	92
仕入債務の増減額(△は減少)	△4,433	△2,774
その他	△73	△864
小計	1,440	1,337
利息及び配当金の受取額	64	60
利息の支払額	△251	△235
法人税等の支払額	△1,641	△3,337
法人税等の還付額	213	55
営業活動によるキャッシュ・フロー	△173	△2,119
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△50	△84
定期預金の払戻による収入	60	174
有形固定資産の取得による支出	△468	△572
投資有価証券の取得による支出	△96	△16
投資有価証券の売却による収入	2,807	—
長期前払費用の取得による支出	△114	△180
その他	146	57
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,283	△621
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	2,014	△3,442
長期借入れによる収入	—	2,000
長期借入金の返済による支出	△26	△211
自己株式の取得による支出	△3	△2
配当金の支払額	△4,699	△3,759
その他	△14	30
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2,731	△5,385
現金及び現金同等物に係る換算差額	△52	△273
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△673	△8,400
非連結子会社との合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	—	0
現金及び現金同等物の期首残高	23,326	32,678
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 22,652	※ 24,279

【継続企業の前提に関する事項】

当第1四半期連結会計期間(自 平成22年3月1日 至 平成22年5月31日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年5月31日)	
連結の範囲に関する事項 の変更	(1)連結範囲の変更 当第1四半期連結会計期間において、ジルサンダーBVを清算したため、連結の範囲から除外し、オンワードカシヤマシンガポールPTE. LTDを設立して連結の範囲に加えています。また、株式会社オンワードクリエイティブセンターは存続会社として非連結子会社の株式会社ボイスダムを吸収合併しました。 (2)変更後の連結会社数 連結子会社 68社

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年5月31日)	
重要性が乏しいため、記載を省略しています。	

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年5月31日)	
該当事項はありません。	

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年5月31日)	前連結会計年度末 (平成22年2月28日)
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">69,141 百万円</p> <p>2 _____</p> <p>3 偶発債務 関係会社の銀行借入金に対する保証債務額 関係会社 オルロージュサンプノアS.A.S. 20 百万円 株式会社J.ディレクション 4 百万円 計 24 百万円</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">68,519 百万円</p> <p>※2 連結会計年度末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しています。なお、当連結会計年度の末日は金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が、連結会計年度残高から除かれています。</p> <p style="text-align: right;">受取手形 115 百万円 支払手形 546 百万円</p> <p>3 偶発債務 関係会社の銀行借入金に対する保証債務額 関係会社 オルロージュサンプノアS.A.S. 32 百万円 株式会社J.ディレクション 15 百万円 計 48 百万円</p>

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年5月31日)
<p>※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりです。</p> <p style="text-align: right;">広告宣伝費 1,787 百万円 報酬・給料 12,220 百万円 賞与引当金繰入額 495 百万円 退職給付費用 651 百万円 福利厚生費 1,433 百万円 賃借料 3,338 百万円 減価償却費 1,354 百万円</p> <p>※2 法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しています。</p>	<p>※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりです。</p> <p style="text-align: right;">広告宣伝費 1,606 百万円 報酬・給料 11,948 百万円 賞与引当金繰入額 508 百万円 退職給付費用 618 百万円 福利厚生費 1,333 百万円 賃借料 3,393 百万円 減価償却費 1,297 百万円</p> <p>※2 法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しています。</p>

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年5月31日)
<p>※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p style="text-align: right;">現金及び預金勘定 22,732 百万円 預入期間が3ヵ月を超える定期預金 △79 百万円 現金及び現金同等物 22,652 百万円</p>	<p>※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p style="text-align: right;">現金及び預金勘定 25,841 百万円 預入期間が3ヵ月を超える定期預金 △1,562 百万円 現金及び現金同等物 24,279 百万円</p>

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年5月31日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成22年3月1日至平成22年5月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	172,921,669

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	16,243,018

3 新株予約権等に関する事項

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第1四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社	普通株式	—	426
合計		—	426

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年5月27日 定時株主総会	普通株式	3,759	24.00	平成22年2月28日	平成22年5月28日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

株主資本の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動が認められないため、記載を省略しています。

(リース取引関係)

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成21年2月28日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた処理を行っていますが、当四半期連結会計期間におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載を省略しています。

(有価証券関係)

前連結会計年度の末日と比較して著しい変動が認められないため、記載を省略しています。

(デリバティブ取引関係)

当社グループの行なっていますデリバティブ取引の当四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動が認められないため、記載を省略しています。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成22年3月1日至平成22年5月31日)
四半期連結財務諸表への影響額に重要性が乏しいため、記載を省略しています。

(企業結合等関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しています。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年3月1日 至 平成21年5月31日)

	アパレル 関連事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に 対する売上高	61,571	4,093	65,665	—	65,665
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	2	1,625	1,627	(1,627)	—
計	61,574	5,719	67,293	(1,627)	65,665
営業利益	2,675	339	3,014	95	3,110

(注) 事業区分については、当社の事業目的により、アパレル関連事業とその他の事業に区分しています。
アパレル関連事業…………… 紳士服、婦人服等の製造販売
その他の事業…………… 物流関連事業、スポーツ施設の経営、リゾート施設の経営等

当第1四半期連結累計期間(自 平成22年3月1日 至 平成22年5月31日)

	アパレル 関連事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に 対する売上高	60,374	4,050	64,424	—	64,424
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	2	2,077	2,080	(2,080)	—
計	60,376	6,127	66,504	(2,080)	64,424
営業利益	4,068	375	4,443	55	4,498

(注) 事業区分については、当社の事業目的により、アパレル関連事業とその他の事業に区分しています。
アパレル関連事業…………… 紳士服、婦人服等の製造販売
その他の事業…………… 物流関連事業、スポーツ施設の経営、リゾート施設の経営等

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年3月1日 至 平成21年5月31日)

	日本 (百万円)	欧州 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	53,307	10,381	1,976	65,665	—	65,665
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	365	79	30	475	(475)	—
計	53,672	10,460	2,006	66,140	(475)	65,665
営業利益又は営業損失(△)	3,420	△432	△61	2,925	184	3,110

(注) 1 国または地域の区分は、地理的近接度によっています。

2 各区分に属する国または地域は以下のとおりです。

欧州…… イギリス・イタリア・フランス・ドイツ

その他… アメリカ・中国・韓国

当第1四半期連結累計期間(自 平成22年3月1日 至 平成22年5月31日)

	日本 (百万円)	欧州 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	53,339	8,807	2,277	64,424	—	64,424
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	402	89	25	517	(517)	—
計	53,742	8,896	2,302	64,941	(517)	64,424
営業利益又は営業損失(△)	4,872	△802	293	4,363	135	4,498

(注) 1 国または地域の区分は、地理的近接度によっています。

2 各区分に属する国または地域は以下のとおりです。

欧州…… イギリス・イタリア・フランス・ドイツ

その他… アメリカ・中国・韓国

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年3月1日 至 平成21年5月31日)

	欧州	その他	計
I 海外売上高(百万円)	6,933	4,499	11,432
II 連結売上高(百万円)	—	—	65,665
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	10.6	6.9	17.4

(注) 1 国または地域の区分は、地理的近接度によっています。

2 各区分に属する国または地域は以下のとおりです。

欧州…… イギリス・イタリア・フランス・ドイツ

その他… アメリカ・中国・韓国

当第1四半期連結累計期間(自 平成22年3月1日 至 平成22年5月31日)

	欧州	その他	計
I 海外売上高(百万円)	6,199	4,154	10,354
II 連結売上高(百万円)	—	—	64,424
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	9.6	6.4	16.1

(注) 1 国または地域の区分は、地理的近接度によっています。

2 各区分に属する国または地域は以下のとおりです。

欧州…… イギリス・イタリア・フランス・ドイツ

その他… アメリカ・中国・韓国

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年5月31日)	前連結会計年度末 (平成22年2月28日)
994.85円	998.98円

2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年5月31日)
1株当たり四半期純利益 15.88円	1株当たり四半期純利益 16.55円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 15.83円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 16.46円

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年5月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(百万円)	2,487	2,592
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	2,487	2,592
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(千株)	156,650	156,675
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に用いられた普通株式増加数(千株) ストックオプション	529	813
普通株式増加数(千株)	529	813
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 7 月15日

株式会社オンワードホールディングス

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 恩 田 勲 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原 勝 彦 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 下 内 徹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社オンワードホールディングスの平成21年3月1日から平成22年2月28日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成21年3月1日から平成21年5月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社オンワードホールディングス及び連結子会社の平成21年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 7 月15日

株式会社オンワードホールディングス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 湯 本 堅 司 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原 勝 彦 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 下 内 徹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社オンワードホールディングスの平成22年3月1日から平成23年2月28日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成22年3月1日から平成22年5月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成22年3月1日から平成22年5月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社オンワードホールディングス及び連結子会社の平成22年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年7月15日

【会社名】 株式会社オンワードホールディングス

【英訳名】 ONWARD HOLDINGS CO.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 水野 健太郎

【最高財務責任者の役職氏名】 —

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋三丁目10番5号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長水野健太郎は、当社の第64期第1四半期(自 平成22年3月1日 至 平成22年5月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。